（別紙）

身体障がい者通所肢体訓練手続きの流れ

（利用開始時）

相談
・利用希望者から直接もしくは各区役所（保健福祉課）及び医療機関等を通じて心身障がい者リハビリテーションセンターに相談
・必要となる資料や手続き等の説明

↓

予約
判定日時の予約
判定時には次の資料等の持参必要
・身体障がい者通所訓練申請書
・通所確認書
・診療情報提供書・画像など

↓

面談・判定
心身障がい者リハビリテーションセンターにおいてケースワーカー面談、医学判定、心理判定、理学訓練評価等を実施

↓

訓練可否の決定
連絡調整会議において訓練の可否を決定

↓

訓練開始
対象者に定める要件を満たさなくなったと判断した場合、または、訓練を継続することが困難になったと判断した場合は承認を取り消すことがある

（訓練期間内での利用辞退時）

辞退の申し出
利用者から訓練担当に申し出
「辞退届」の提出依頼

↓

「辞退届」受理
「辞退届」を受理

↓

辞退の承認
連絡調整会議において辞退の承認